
規 則

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第17号

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（昭和37年高知県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 条例第7条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、知事が別に定めるところにより、奨学金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

別記第7号様式、別記第10号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式から別記第20号様式まで、別記第22号様式及び別記第23号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則